



第3回国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会資料

循環資源の国際的な移動を めぐる動向

平成17年12月

1.循環資源の国際的な移動に関する制度・原則	2
(1)制度の概要	2
(2)循環資源の国際的な移動に関する原則	
(3)循環資源の対象の明確化	13
2.循環資源の国際的な移動の状況	15
(1)世界における循環資源の移動の状況	15
(2)我が国における循環資源の輸出入の状況	16
(3)国際的な循環資源の移動に伴う問題事例と対応	23

1. 循環資源の国際的な移動に関する制度・原則

(1) 制度の概要

ア 循環資源の内容について

循環資源については、我が国では、循環基本法において、「廃棄物等のうち有用なもの」として定義されており、廃棄物のほか、使用済み物品等も含めた循環資源の適正な処分の確保に焦点を当てた法体系となっている。

このほか、資源有効利用促進法においても、関連した用語について、定義がなされている。

【循環基本法、資源有効利用促進法における「資源」の定義】

循環型社会形成推進基本法 (第2条第3項)での定義

循環資源とは、
廃棄物等のうち有用なものをいう

廃棄物等とは、

廃棄物（廃棄物処理法に規定する廃棄物）
一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

資源有効利用促進法（第2条）での定義

【再生資源】

使用済み物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

【再資源化】

使用済み物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

【再生部品】

使用済み物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

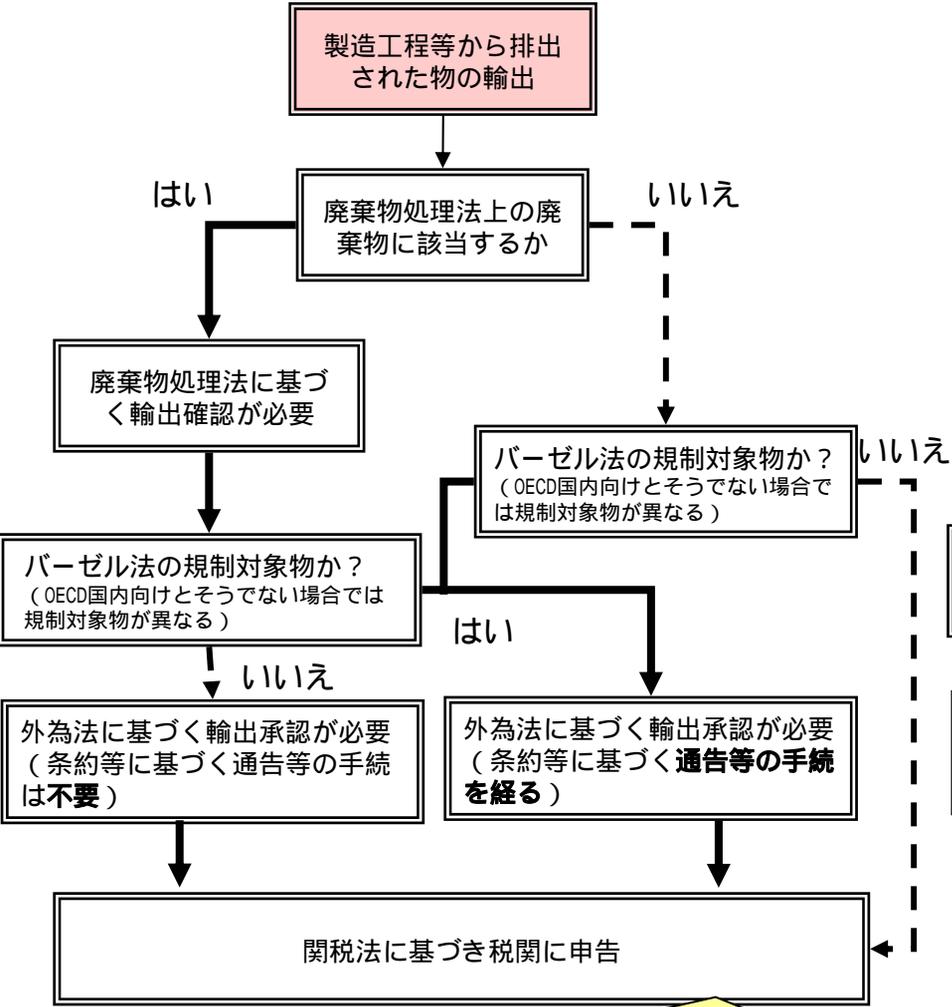
【使用済み物品等】

一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

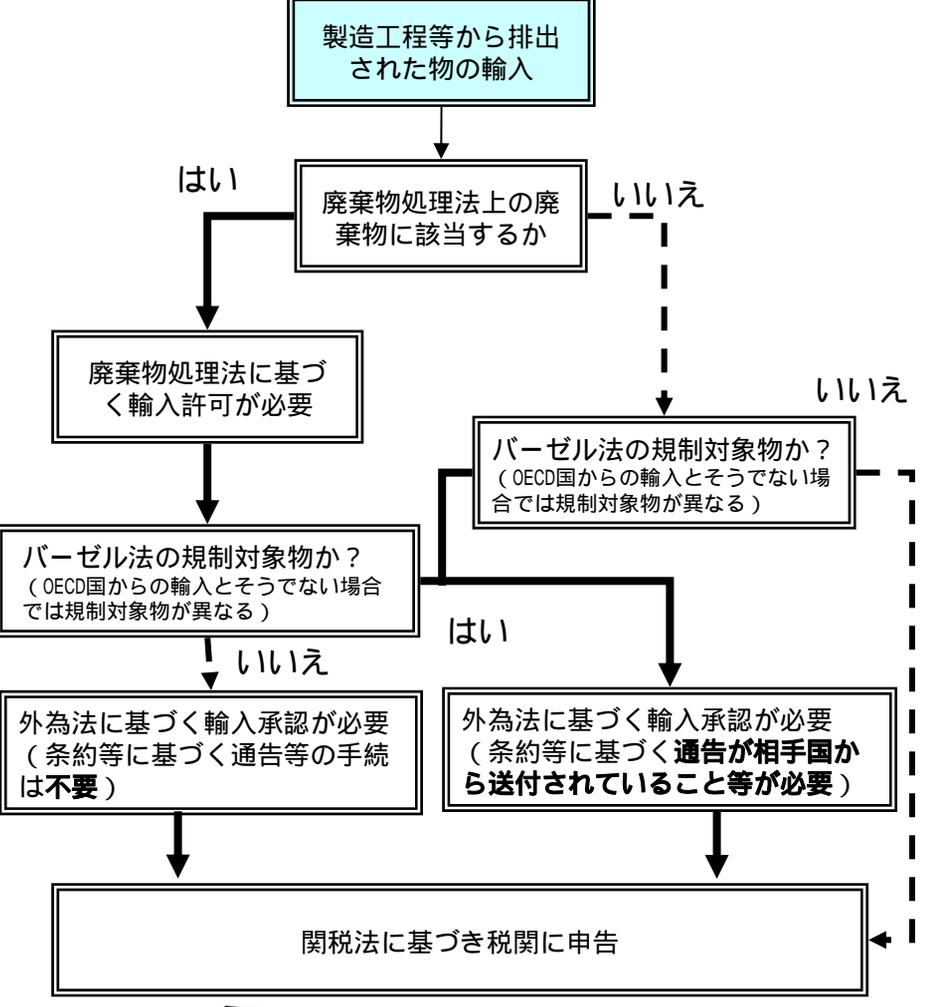
イ 廃棄物等の輸出入の流れ（輸出入の手の続の流れ）

我が国における廃棄物等の循環資源の輸出入には、廃棄物処理法、バーゼル法等による手続が必要となっており、環境省、経済産業省、税関等の関係機関が連携して対応している。

【輸出手続の流れ】



【輸入手続の流れ】



税関において、中古物品かどうか、有害物質を含む物であるかどうか等について1次チェックを行い、廃棄物やバーゼル法の規制対象物に該当するか疑義のある貨物については、逐次税関から環境省、経済産業省に確認を行うこととしている。

バーゼル法等に基づく廃棄物等の適正な輸出入の確保に当たっては、関係機関の連携強化に向けた意見交換の場の設置等を行っており、こうした取組を通じて、効果的・効率的な取組が図られている。

【不法輸出入未然防止の取組】

- 事前相談窓口の設置（環境省及び経産省）
貨物が特定有害廃棄物等又は廃棄物に該当するか否か
どのような手続が必要か
相談件数：5,000件/年以上
- 関係者への説明会
対象：輸出入業者、通関業者、船会社、地方自治体等
実績：全国8会場、参加人数1,410人（2004年度実績）
- ウェブ上の情報公開
自国・他国の制度（中国、香港etc）
- 注意喚起文書の通知
e.g. 関係団体に対する廃バッテリー輸出について
- 税関との連携
問題のある貨物については、逐次税関、環境省、経産省が相互に通報
環境省（週2回）及び経産省（週5回）から税関に定期的に情報提供
意見交換会（2000年～、全国約10カ所）
税関検査への立会い等
- 平成17年10月、地方環境事務所を立上げ（全国7カ所）

【税関での検査の状況】



【貨物の状況】



ウ 廃棄物処理法（国内処理の原則について）

我が国では、廃棄物の輸出入について、廃棄物処理法により、国内での適正処理に支障を生じさせないように、平成4年の廃棄物処理法の改正において、廃棄物の国内処理の原則を規定しているほか、輸出の際の確認制度、輸入の際の許可制度を設けている。

【廃棄物の国内処理の原則】

我が国で発生した廃棄物の輸出は、輸出国で環境汚染を引き起こすことのないよう、廃棄物は、原則として国内で処理することとしている。

ただし、我が国で処分することが困難であること、又は、相手国において環境保全上適正な方法で再生利用されることが確実であること等の条件を満たしていれば、輸出を認めることとしている。

また、廃棄物の輸入については、排出過程や成分について不明である国外発生廃棄物が輸入されると、国内の廃棄物処理に直接の影響を与えるため、廃棄物処理法ではその輸入について抑制するよう定めている。

〔この原則については、平成4年の廃棄物処理法の改正において、国内での廃棄物の処理能力を勘案し、廃棄物の適正処理に支障を来すことを防止する観点から位置付けられたもの。〕

国内の処理等の原則：廃棄物処理法第2条の2

- 1 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。
- 2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

輸 入

廃棄物の輸入には環境大臣の許可が必要

輸入の許可：廃棄物処理法第15条の4の4

許可の基準

- ・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること
- ・申請者が当該廃棄物に応じた処理能力を持つ産業廃棄物処分業者等であること

輸 出

廃棄物の輸出には環境大臣の確認が必要

一般廃棄物：廃棄物処理法第10条
産業廃棄物：廃棄物処理法第15条の4の6

確認の基準（以下全て）

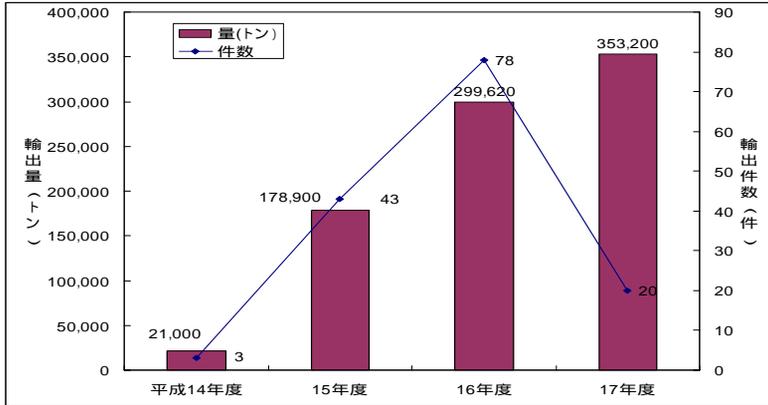
- ・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正な国内処理が困難であること又は国内処理が困難な廃棄物以外については、輸出の相手国において再生利用されることが確実であること
- ・国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ・申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村、産業廃棄物：排出事業者等）であること

ウ 廃棄物処理法（廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入の状況）

このほか、廃棄物の無確認輸出を輸出通関手続等の段階で効果的に防止するため、平成17年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物の無確認輸出への罰則の強化等を行っている。

【廃棄物処理法に基づく輸出入実績】

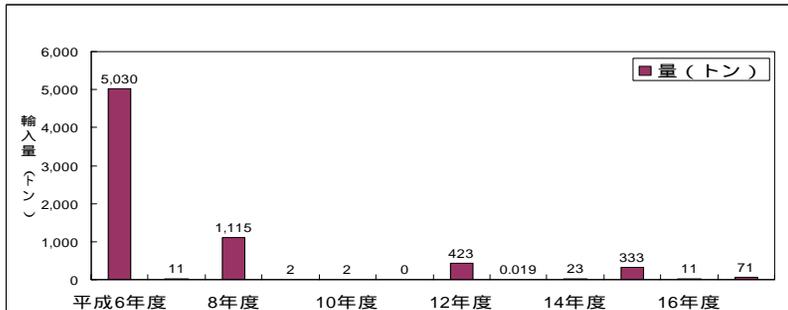
輸出货量・輸出件数の推移



平成17年度実績については、平成17年10月5日現在
平成17年度から一年間の包括申請が認められたため件数が減少している。

輸出の実績は、全てセメント製造の粘土代替原料としての石炭灰の輸出である。

輸入量・輸入件数の推移



平成17年度実績については、平成17年9月20日現在

輸入の件数は、過去10年以上、5件未満の低い水準である。

【輸出に關係する平成17年改正の内容】

無確認輸出の取締強化

廃棄物の無確認輸出を税関検査等で発見した場合に、その罪を確実に問うことによって抑止効果を高めるため、無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設
(廃棄物処理法第25条第2項及び第27条)

廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪は5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とする。
予備罪は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金とする。

廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課を導入
(廃棄物処理法第25条第1項及び第32条)

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金とする。
法人に対する罰金刑を1億円以下とする。

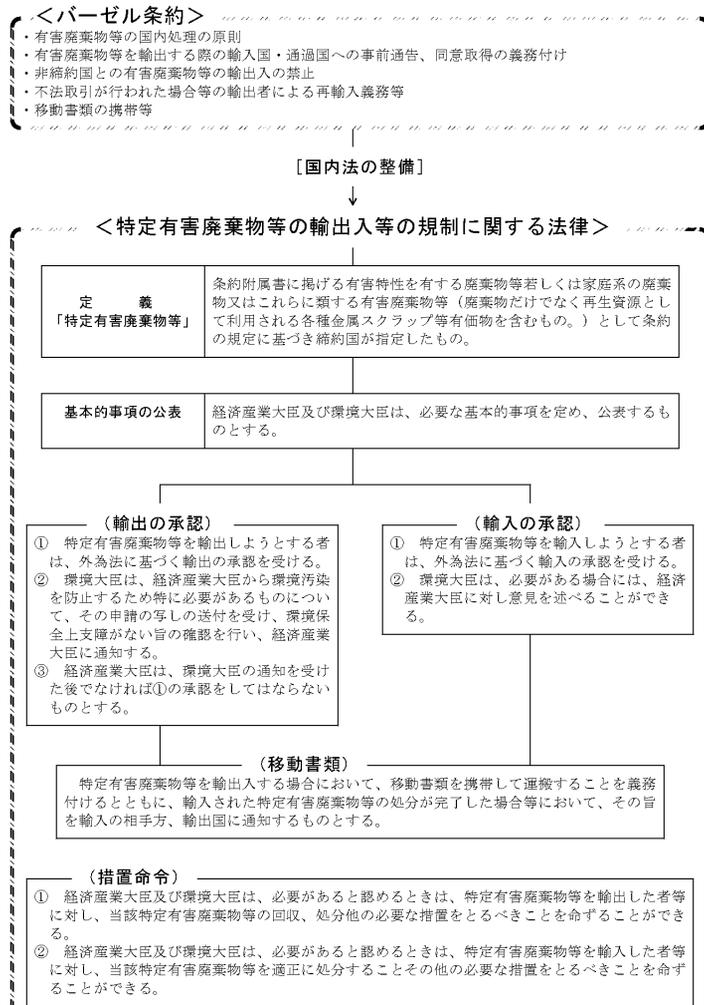
年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
輸入件数	2	1	3	3	1	0	3	1	2	4	1	3

ウ バーゼル条約（法） （バーゼル法の概要）

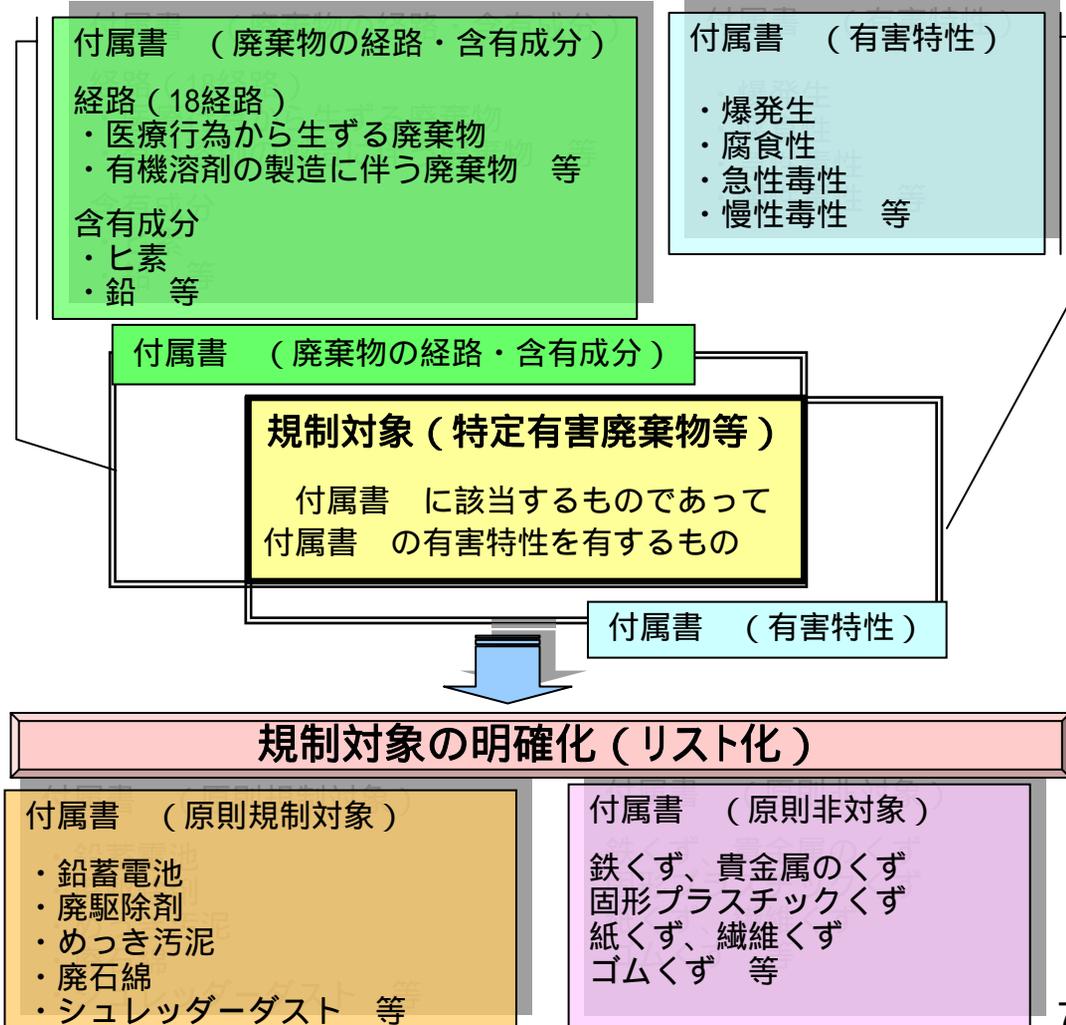
有害廃棄物及び他の廃棄物の発生・処理から生じる悪影響から健康・環境を保護するため、1992（平成4）年5月に「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）が発効し、我が国も1993（平成5）年に同条約に加入した。また、その履行のための国内法として、1992（平成4）年12月に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）を制定している。

バーゼル条約では、廃棄物の排出経路や有害特性等を踏まえて、規制対象を示しており、これを受けて、バーゼル法に基づく告示において、規制対象物品と規制対象外の物品を示している。

【バーゼル法の概要】



【バーゼル条約の規制対象物の考え方】



ウ バーゼル条約（法）（バーゼル法に基づく輸出入の状況）

平成16年における特定有害廃棄物等の輸出の状況は、輸出承認の申請を受け、環境省から輸出先国に対する事前通告を行ったものは9件で、その輸出承認量は19,980トンであった。また、輸出の承認を得たもののうち、実際に輸出が開始され、経済産業大臣が輸出移動書類の交付をしたものは109件で、総量は14,057トンであった。

平成16年における特定有害廃棄物等の輸入の状況は、相手国から我が国への輸出についての事前通告を受領したものは25件で、その輸入承認量は9,625トンであった。また、輸入の承認を得たもののうち、実際に輸入され、経済産業大臣が輸入移動書類を交付したものは77件で、総量は3,971トンであった。

【バーゼル法の施行状況(平成16年)】

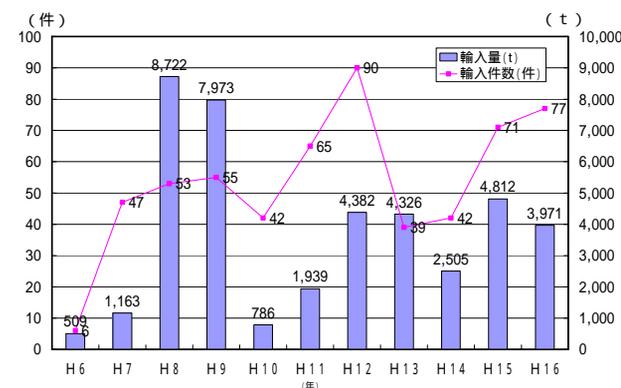
我が国からの輸出			我が国への輸入		
相手国への通告	9件 (11)	19,980トン (18,822)	相手国への通告	25件 (16)	9,625トン (9,253)
輸出の承認	11件 (5)	25,220トン (10,502)	輸入の承認	19件 (19)	6,844トン (8,562)
輸出移動書類の交付	109件 (37)	14,057トン (6,510)	輸入移動書類の交付	77件 (71)	3,971トン (4,812)
相手国	韓国、ベルギー、米国、カナダ		相手国	フィリピン、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、中国、韓国	
品目	鉛スクラップ、ハンダのくず、鉛灰、鉛滓、廃硝酸カリウム		品目	銅スラッジ、銀スラッジ、ガラスカレット（ブラウン管のくず）、電子部品スクラップ、ニカド電池スクラップ等	

()内は平成15年の実績

【輸出量・輸出件数の推移】



【輸入量・輸入件数の推移】



ウ バーゼル条約 (バーゼル条約の概要)

バーゼル条約には、2005年3月現在で163ヶ国と1機関(EC)が批准・加入しているが、米国*は未だ加入していない。

また、バーゼル条約では、二国間、多国間及び一定の地域において環境に悪影響を及ぼさない限りで別の協定を締結することが認められており、既に複数の二国間協定が発効している。

*米国はバーゼル条約に加盟していないが、資源回収目的の場合、OECD理事会決定に従って輸出入することができる。

【バーゼル条約の批准・加盟国】

【二国間協定等の概要】

バーゼル条約 第11条 (二国間の、多数国間の及び地域的な協定)

1 第4条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。

2 (略)

(第4条5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することは許可しない。)

西欧その他(27か国1機関)

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、EC等

中東欧(22か国)

ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア 等

中南米・カリブ諸島(30か国)

ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、メキシコ 等

アジア太平洋(42か国)

カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、韓国、タイ、ベトナム 等

アフリカ(42か国)

アルジェリア、カメルーン、エジプト、エチオピア、ケニア、ナイジェリア 等

報告国	締結相手国	適用範囲	締結年月
オーストラリア	東ティモール	有害廃棄物の越境移動	2002年11月4日
カナダ	アメリカ合衆国	資源回収/最終処分目的の有害廃棄物の越境移動	1986年10月28日
コスタリカ	アメリカ合衆国	処理のためのアメリカ合衆国への有害廃棄物の輸出	1997年9月30日
フィンランド	ケニア	ハロゲン化有機化合物に汚染された有害廃棄物の処理のためのケニアからの輸入	1997年3月7日
ドイツ	アフガニスタン	環境要求を満たすためのアフガニスタンからの有害廃棄物の輸入	2002年11月9日
ドイツ	KFOR/NATO	KFOR/NATO出動によりコソボで生じた廃棄物の環境適正処理のためのドイツへの輸出	2000年2月15日
ドイツ	ジンバブエ	ドイツへの廃棄物の輸出	1994年5月31日
マレーシア	アメリカ合衆国	マネジメント目的の米国への有害廃棄物の輸出	1995年3月10日
メキシコ	アメリカ合衆国	有害廃棄物の越境移動	1986年11月12日
フィリピン	アメリカ合衆国	米国への有害廃棄物の輸出に関する枠組合意	2001年9月20日

ウ バーゼル条約 (OECDルールの概要)

バーゼル条約に位置付けられた多国間協定の一つとして、我が国も加盟しているOECDでは、加盟国間での有害廃棄物の輸出入について独自のルールを策定しており、廃棄物の適正処理が確保されることを前提として、輸出された廃棄物の輸入国内での適正処理の確認の義務などの手続を簡素化している。

【OECDルール：C(92)39/FINAL (1992年3月理事会決定)】

- ・資源回収目的の廃棄物の越境移動を規制し、**処分目的の廃棄物の移動はバーゼル条約に基づくこととする。**
- ・資源回収目的の廃棄物を有害性に基づいて、緑色、黄色、赤色の3種に分類していたが、バーゼル条約の規制対象・対象外リストに沿う形で**2001年から緑色と黄色の2種の分類に変更した。**

	規制	対象
緑色リスト掲載廃棄物 	資源回収の過程での環境・健康へのリスクが低い廃棄物。(バーゼル条約規制対象物でも数品目については掲載されている。)通常の商品と見なされる。(原則として規制なし。)ただし、緑色リスト掲載廃棄物でも、ある国の国内法で有害とされる場合は規制対象。	バーゼル条約の付属書IX (原則非対象)に掲載されているもの等。 金属・合金。固形プラスチック、紙、ガラス、セラミック、繊維、ゴム、食品産業などの廃棄物。
黄色リスト掲載廃棄物 	健康・環境リスクの伴う有害廃棄物。バーゼル条約と異なり、輸出された有害廃棄物が輸入国内で環境上適正に処理されることの確認を義務付けていない。	バーゼル条約の付属書 (特別の考慮を必要とする廃棄物)及び (原則規制対象)に掲載されているもの等。鉄鋼産業からの廃棄物、鉛蓄電池、廃駆除剤、廃石綿、汚泥など

バーゼル条約とOECDルールの相違点

いずれの取り決めでも、有害廃棄物の輸出入に際して事前通告及び同意の回答の受領が義務付けられているが、OECDルールでは、手続が部分的に簡素化されている。また、例えば石炭灰や電子部品スクラップがOECDルールでは原則規制対象外となるなど規制対象の内容も一部異なる。

OECDルール：
資源回収目的の有害廃棄物等の越境移動を規制

バーゼル条約BAN改正案：
先進国から非OECDへのリサイクル目的も含めて移動禁止

バーゼル条約：有害廃棄物等の越境移動を規制

OECD

Non-OECD

ただし、我が国では、廃棄物については、廃棄物処理法に基づく輸出入の手続が必要である。

ウ バーゼル条約 (BAN改正の概要)

途上国を中心に、先進国からの廃棄物の輸出を禁止するバーゼル条約の改正 (BAN改正) の主張がなされ、1995年に採択・可決されている。

改正案では、リサイクル目的も含め先進国 (OECD、EU、リヒテンシュタイン) から発展途上国への有害廃棄物等の越境移動を禁止しているが、未だ発効の見込みが立っていない。

【BAN改正の概要】

背景

- ・バーゼル条約発効後も不適正な有害廃棄物の越境移動が行われた。
- ・事前通知・承認手続では不十分とする発展途上国がバーゼル条約を批准しない動きを見せた。
- ・そのため、発展途上国、ヨーロッパ諸国、グリーンピースがバーゼル条約の規制強化に動いた。

規制強化の動き

- ・規制強化のため、1994年第二回締約国会議では、最終処分目的での先進国から途上国への有害廃棄物の輸出が禁止された。

バーゼル条約BAN改正案

- ・1995年第三回締約国会議で採択・可決。
- ・リサイクル目的でも先進国 (OECD、EU、リヒテンシュタイン) から発展途上国への有害廃棄物の越境移動を禁止する。

現状

- ・改正バーゼル条約は発効に必要な批准国数 (3/4の国) に達していないため、発効の見込みはたっていない。
- ・2005年12月現在、必要批准国122か国に対して、60カ国1機関が批准している。
- ・アジアでは、中国、インドネシア、マレーシア、スリランカが批准。ベトナムは、BANと同等の輸入制限を行っている。
- ・発効され次第、OECD諸国等からの発展途上国への有害廃棄物の輸出は全面禁止となる。

(2) 循環資源の国際的な移動に関する原則

循環資源の国際的な移動に関しては、その適正な利用及び処分を確保する観点から、近接性の原則等の法的原則が適用されるものと考えられており、バーゼル条約等において、その考え方が規定されている。

【循環資源に係る国際的な原則】

廃棄物の適正処理

発生抑制の原則：（バーゼル条約第4条の2(a)）

社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

汚染者負担の原則：

（国連環境開発会議リオ宣言：原則16）

国の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担するとの方策を考慮しつつ、また、公益に適切に配慮し、国際的な貿易及び投資を歪めることなく、環境費用の内部化と経済的手段の使用の促進に努めるべきである。

（バーゼル条約：第4条の10）

有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。

排出者責任（廃棄物処理法第3条）

拡大生産者責任（OECD「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」、容器リサイクル法、家電リサイクル法）

近接性の原則：

廃棄物の処理は原則として、可能な限り発生場所に近接した場所で行う。（特定の廃棄物について環境上及び経済上適正な手段によって、比較的離れた特別な施設において処理することも認める。）

原則的に廃棄物管理は廃棄物の発生国内で行う。

廃棄物の処理が自国内で行えないなど特定の技術等が必要な場合に広域的な視点で処理を行う。

国内処理の原則：

（バーゼル条約第4条の2(b)）

有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所いかなを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できることを確保する。

（廃棄物処理法第2条の2）

- 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

- 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

国際移動最小限化の原則：

（バーゼル条約第4条の2(d)）

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

事前通告及び同意の原則：

（バーゼル条約第6条）

バーゼル条約では指定された有害廃棄物の輸出入についての事前通告と輸入国の同意を義務化している。

予防的な取組方法：（国連環境開発会議リオ宣言：原則15等）

環境を保護するため予防的措置は、各国において、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれのある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。

バーゼル条約では、規制対象物の解釈が各国に任されているため、規制対象か否かについて、輸出国と輸入国との間で見解の相違が生じ、一方の国においてのみバーゼル条約に沿った手続が必要となる場合が生じている。

【我が国と他国との規制対象物品の相違の例】

我が国への輸入時の規制物品の相違

- ・ 開発途上国からの輸入について、日本と輸出国でバーゼル条約の規制対象の解釈が異なり、同じ物品について、開発途上国は規制対象、日本は対象外と判断する事例がある。
- ・ 輸出国：フィリピン、インドネシア、マレーシア等
- ・ 貨物：使用済触媒、メッキ汚泥等（有害物質の含有量、溶出量が基準を下回るもの）
- ・ 件数：年間5、6件

バーゼル条約の規制対象の解釈が各国間で判断が異なることにより、輸入国で有害廃棄物とみなされている物を輸出することに対してシップバック等を求められる事態が起り得る。

バーゼル条約では、基本的な規制対象は示されているが、有害物質がどの程度含有されていれば有害廃棄物として規制対象となるかは明示されておらず、各国の判断に任されている。

コピー機メーカーのトナーカートリッジの輸出入の事例

【トナーカートリッジのリサイクルの状況】



【カートリッジの分解の状況】



- ・ 日本のコピー機メーカーでは、製品のリサイクル、部品の再利用が進んでいる。
- ・ A社は、中国・大連にトナーカートリッジの全自動リサイクルプラントを開発し、2002年から運用している。EU(オランダ)から中国へ使用済みカートリッジを輸出しようとした際にバーゼル条約との関係で輸出ができなかったため、オランダ政府と意見交換を行い、規制対象にならないことを確認した。
- ・ B社は、アジア太平洋地域にリサイクルネットワークを構築することを目指し、タイに製品のリサイクルセンターを新設した。バーゼル条約の規制をクリアするため、タイ政府から使用済み製品を輸入して再資源化する許可を受けるため交渉し、許可を取得するまでに約2年かかった。

(3) 循環資源の対象の明確化(解釈が困難な物品の例)

電気電子廃棄物(E-waste)等についてみても、規制対象の解釈が複雑になっており、現在の輸出入管理を行う国際的な物品コード(HSコード)では、中古家電やリサイクル目的の輸出入は明確には把握できない場合も生じている。

E-wasteなど、中古品名目でリサイクル目的での有害廃棄物の越境移動が行われていると考えられる。一方で、中古品の輸入を規制している国では循環資源との名目で中古品の輸入が行われている場合がある。

このほか、パーツを再利用しているものやリファーマビッシュ(みがき直し)された製品など、中古品と新品の境界も不明確となっている。

【解釈が困難な物品の例】

輸出先での利用目的が中古利用であればパーゼル条約の規制が適用されないため、中古目的と偽って輸出され、輸出先国で不適正なりサイクル等が行われているとの指摘がある。

しかし、特にE-waste(テレビ、コンピュータ、エアコン等の電気電子機器廃棄物)については、中古利用目的かどうかの判断が困難である。

アジア各国のパーゼル条約担当官を招いて開かれた「第1回廃棄物不法輸出防止に関するワークショップ」においても中古品と偽ったりサイクル目的の廃家電の輸出入が問題とされた。

【貨物の例(ブラウン管テレビ)】



【貨物の例(CRTディスプレイ)】



E-wasteについては、輸出業者の「中古品再利用」申告の確認について、見た目だけでは判断が困難な場合がある。

物品の質、物品の梱包方法、輸出国での中古市場の有無等の確認が重要である。

【越境移動の多い循環資源と対応するHSコード】

HSコードは大きなくりとなっていて、循環資源や中古品の越境移動が把握できにくい(コードは、6桁目まではHS条約に基づいて国際的に統一されており、7桁目から9桁目までは国内的に細分している。)

製品名	現行のHSコード	
テレビ	(例) テレビジョン受像用陰極線管を自蔵するもの 852812110 白黒その他のモノクロームのもの 852813000	機器の種類によってコードが設定されているが、中古品に関するHSコードは設定されていない。
コンピューター	(例) アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機 847110000 携帯用のデジタル式自動データ処理機械 847130000	機器の種類によってコードが設定されているが、中古品に関するHSコードは設定されていない。
エアコン	(例) 窓又は壁に取り付けられるもの 841510000 自動車に使用するもの 841520000	機器の種類によってコードが設定されているが、中古品に関するHSコードは設定されていない。
冷蔵庫	(例) 圧縮式のもの 841821000 吸収式のもの 841822000	機器の種類によってコードが設定されているが、中古品に関するHSコードは設定されていない。
携帯電話	852520	中古品に関するHSコードは設定されていない。
鉛蓄電池	ピストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池 850710000 その他の鉛蓄電池 850720000	種類によってコードが設定されているが、中古品に関するHSコードは設定されていない。
廃プラスチック	廃ポリエチレン 391510000 廃ポリスチレン 391520000 廃ポリ塩化ビニル 391530000 その他の廃プラスチック 391590000	PET等に関するHSコードは、従来は設定されていなかったが、2006年1月より新たに設定されることとなった。

【E-wasteの輸出先での利用目的とその状況】

輸出先での利用目的	状況
家電としての中古利用	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゼル条約の規制が適用されない。 ・使用可能な年数が短いものが多い。 (3Rイニシアティブ閣僚会合で指摘)。
資源回収	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む場合、パーゼル条約の規制対象。 ・通告なしに輸出すれば、条約違反として輸出国に再輸入義務が課せられるが、中古品と偽って輸出されるものもある。
部品を取り出して再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む場合、パーゼル条約の規制対象。 ・メーカーの異なる中古部品の組み合わせにより製造されたテレビの爆発等の事故が報告されている。

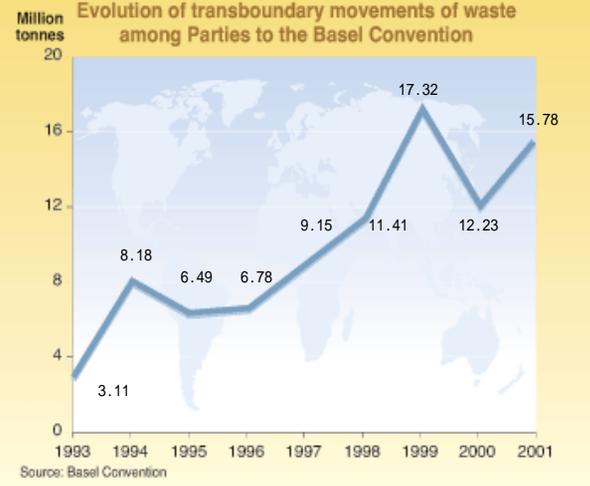
2. 循環資源の国際的な移動の状況

(1) 世界における循環資源の移動の状況

世界における廃棄物等の越境移動量は、ここ8年で、約3百万トンから約16百万トンまで急激に増加しており、アジア諸国の廃棄物の発生量については、我が国と韓国、香港を除くほぼ全ての東アジア諸国において、廃棄物等の増加が見込まれている。

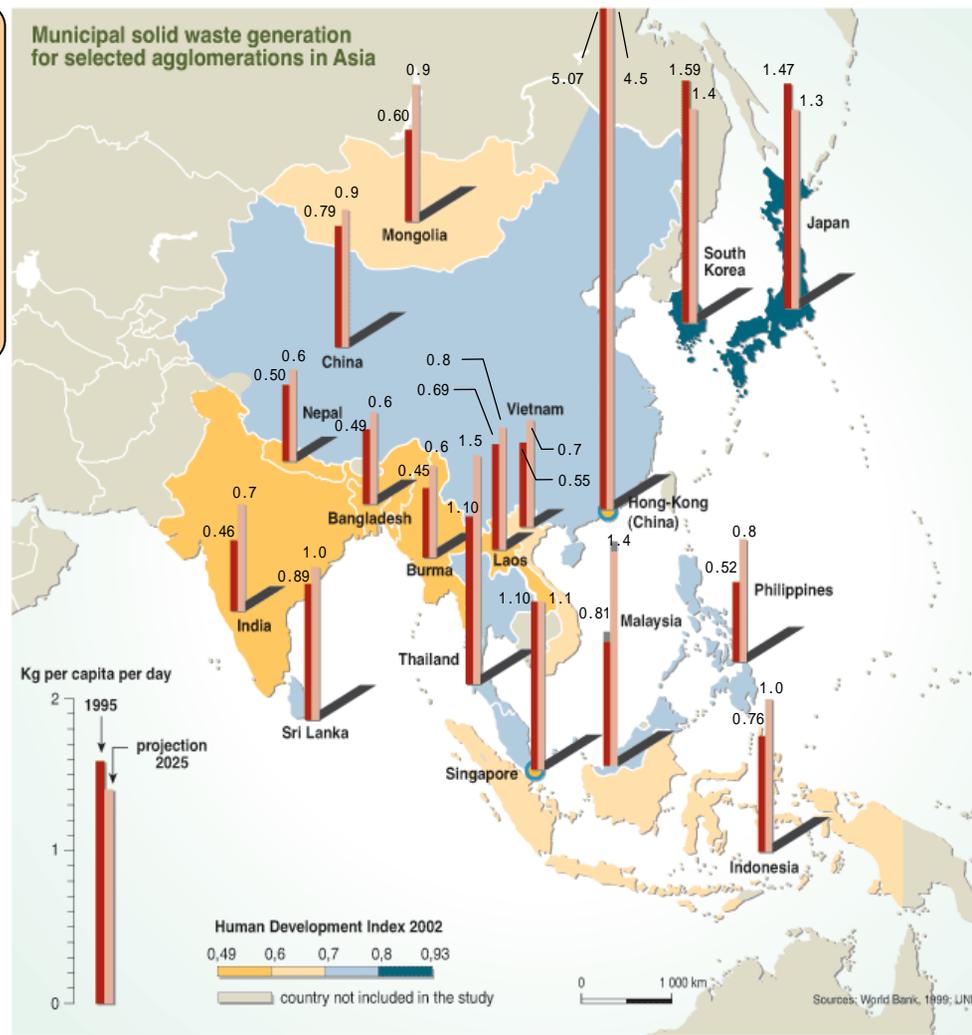
一方で、日系企業の現地法人数（アジア）の推移をみると、ここ数年では増加傾向にある。

【バーゼル条約上の廃棄物の越境移動量の推移】



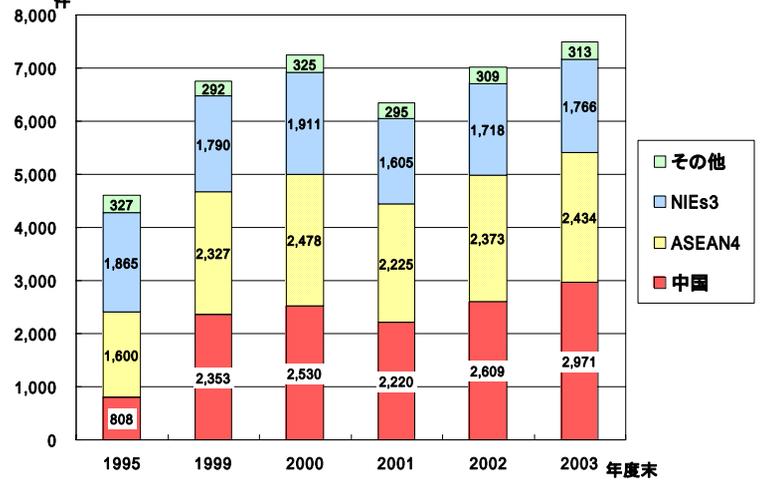
今後も循環資源の国際的な移動や、海外での廃棄物の増加が見込まれる中で、その資源性、汚染性や途上国における産業発展への影響、我が国の資源の戦略的確保といった要素を踏まえてどう対応していくかが課題。

【東アジア諸国での都市ごみの一人1日当たりの発生量(1995)と将来予測(2025)】



出典：バーゼル条約事務局ホームページ資料より作成

【日系企業の現地法人数（アジア）の推移】



出典：経済産業省「持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を目指して」（日本電機工業会「中国廃棄物調査」報告会講演資料）

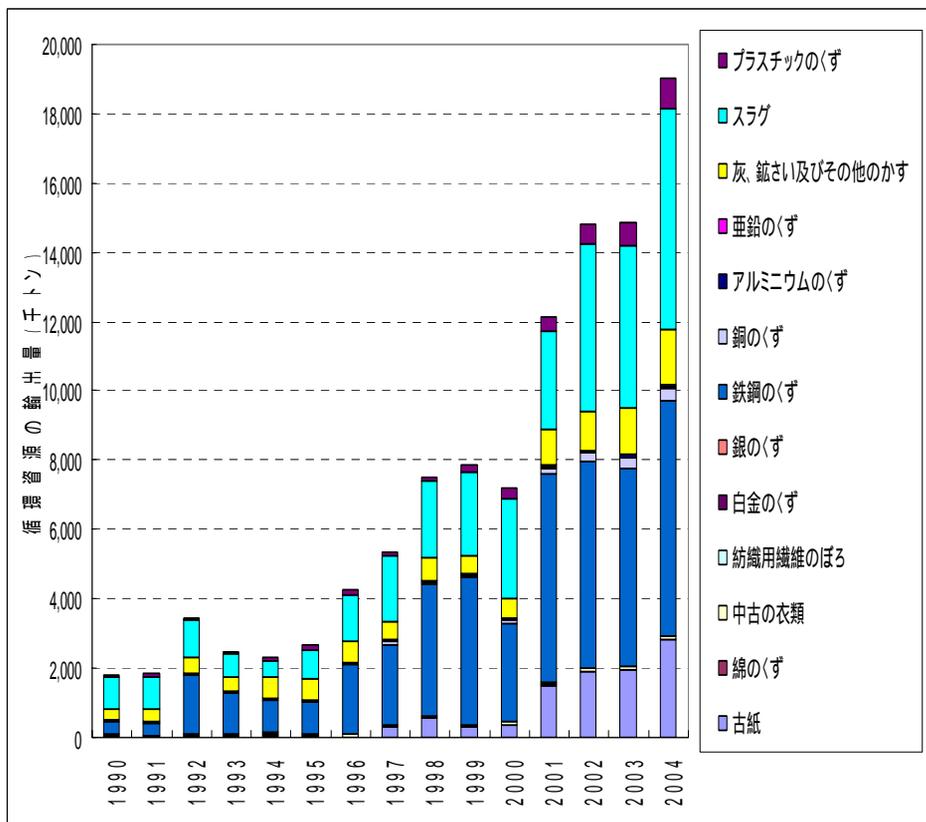
出典：バーゼル条約事務局ホームページ資料より作成

(2) 我が国における循環資源の輸出入の状況 (品目別、国別輸出入の動向)

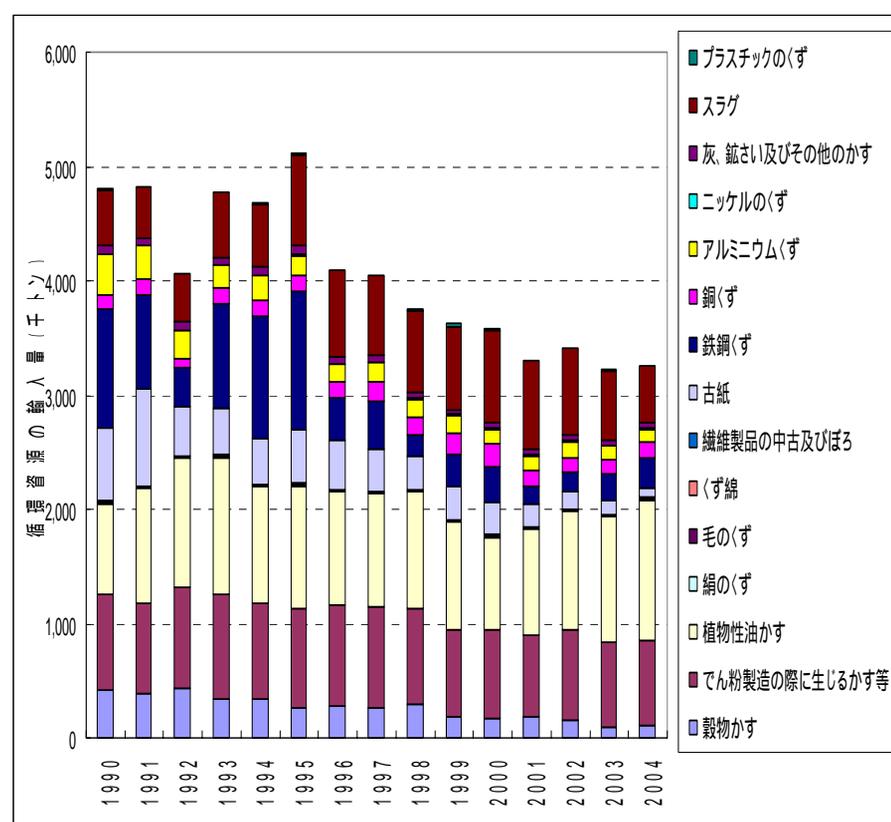
循環資源の輸出量は、2001年以降大幅に増加し、2004年の輸出量は2000年の約2.5倍となった。輸出されている主な循環資源は、鉄鋼くず、スラグ、古紙、灰・鉱さい及びそのほかのかすである。

循環資源の輸入量は、1990年第後半からゆるやかに減少しており、2004年の輸入量はピーク時(1995年)の約6割に減少している。輸入されている主な循環資源は、植物性油かす、でん粉製造時のかす、スラグ、鉄鋼くずである。

【日本からの循環資源輸出量の推移】



【日本の循環資源輸入量の推移】



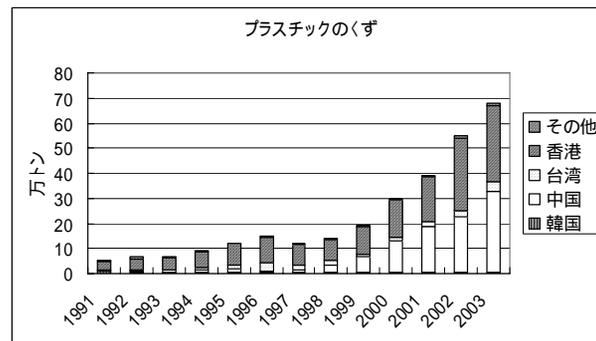
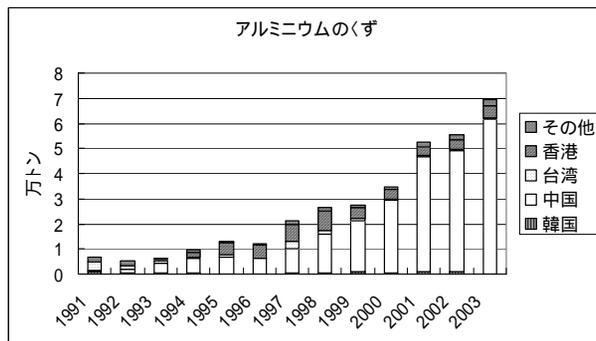
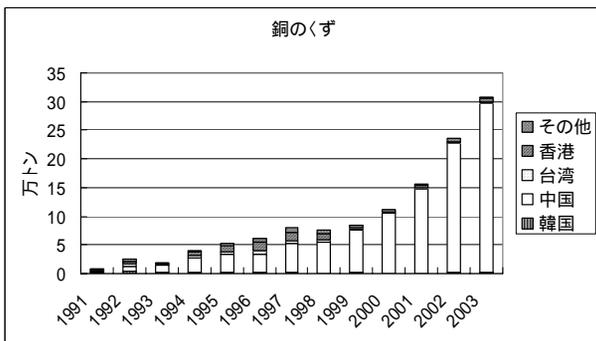
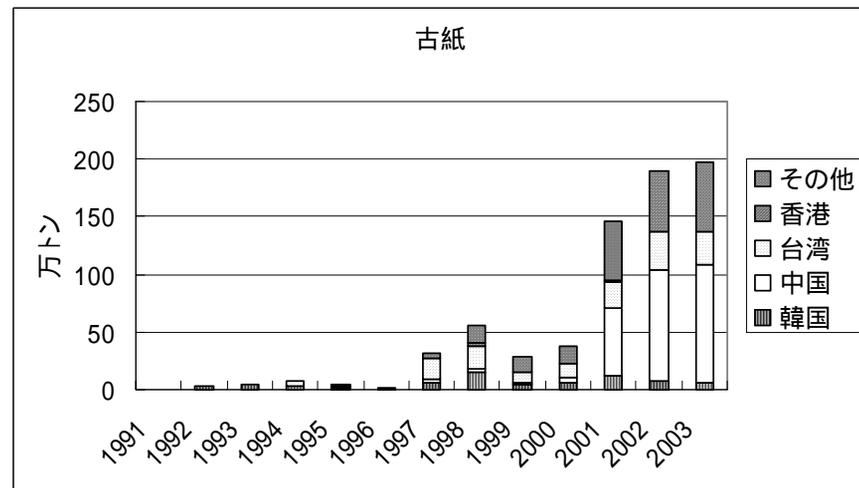
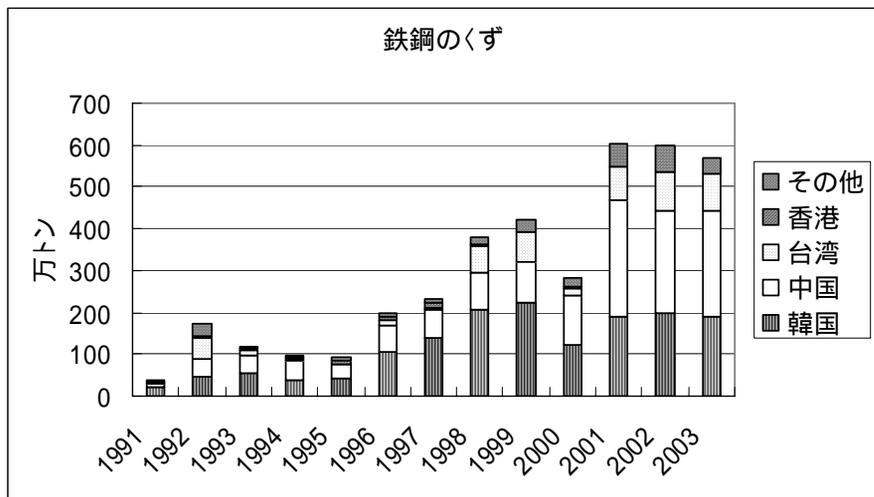
出典：中央環境審議会循環型社会計画部会（第24回）平成17年10月24日 資料1-2数値目標の進捗状況に係る参照資料より作成

(2) 我が国における循環資源の輸出入の状況 (素材系の輸出の動向)

鉄鋼スクラップの輸出量は、2000年の約300万トンから2001年の約600万トンにほぼ2倍となったが、その後は漸減傾向にある。
 また、銅・アルミのスクラップの輸出量は、2000年以降急激に増加し、2003年では2000年に比べてそれぞれの輸出量が約2倍となっている。

輸出先は東アジア諸国が主流であり、特に、銅、アルミニウム、プラスチックの2003年の輸出量は全体の9割以上が中国、香港向けである。

【日本からの循環資源輸出量の推移(品目別・輸出先国別)】



出典: 財務省貿易統計(HSコードは銅くず7404、鉄鋼くず7204、アルミニウムくず7602)プラスチックくず3915、古紙4707)